

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱

（目的）

第1条 職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ、企業及びそのようなチャレンジを支援している個人、団体・グループ、企業を顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 本賞の対象は、北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループ、女性の活躍応援自主宣言（以下「自主宣言」という。）を実施している企業とする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としない。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担っている女性等、男女間での参画状況に差がある分野に挑戦して特に顕著な活躍をしている個人
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ、自主宣言を実施している企業
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ、自主宣言を実施している企業
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ、自主宣言を実施している企業
- (5) その他、男女平等参画社会の実現に寄与する取組を行っている個人、団体・グループ、自主宣言を実施している企業
- (6) 前5項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現へ気運を高めていると認められる個人、団体・グループ、自主宣言を実施している企業

（賞の種類）

第3条 北海道男女平等参画チャレンジ賞（以下「本賞」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 輝く北のチャレンジ賞
受賞者が第2条第1項から第5項に該当する場合。
- (2) 輝く北のチャレンジ支援賞
受賞者が第2条第6項に該当する場合。

（候補の選定）

第4条 候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

（選考及び決定）

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は3件以内とする。このうち、個人及び団体・グループの受賞者は合計2件以内、企業の受賞者は1件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、知事が賞状及び副賞を贈呈して行う。

（庶務）

第7条 本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025年）7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年（2026年）7 月 24 日から施行する。